

[事案 27-65] 契約無効・解約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

既契約との保障内容の比較説明がなく新規契約を加入をさせられたことを理由に、新規契約を取り消し、既契約を復旧したうえで死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の配偶者が、平成 18 年 4 月に契約していた医療保険を平成 26 年 11 月に解約して、別の保険に新規契約をしたが、以下の理由により、新規契約を取り消し、既契約を復旧したうえで死亡保険金を支払ってほしい。

新規契約の加入案内にあたり、募集人から既契約の保障内容（死亡保険金額 300 万円）について一切説明がなく、既契約が更新できるとの説明も聞いていない。もし説明を聞いていれば新規契約はせず、既契約の解約はしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は募集時、保障内容説明帳票および保険証券で既契約の保障内容について死亡保険金額が 300 万円であることを含め説明している。また既契約が更新できることも説明した。
- (2) 契約者（申立人配偶者）は、既契約および新規契約の保障内容を理解のうえ、自身の意思で新規契約に加入し既契約を解約した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど乗換え時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、既契約について死亡保険金が 300 万円であることおよび満期後も更新できることを知らなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。